

改正大気汚染防止法の施行日と水俣条約の締結状況

平成29年3月17日

施行期日

改正大気汚染防止法の施行日は、「平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）」とする。

- 水銀に関する水俣条約は、50か国目の締結の日の後90日目に効力が発生。
- 平成29年3月15日時点で38か国が締結済。
- 我が国は平成28年2月2日に条約を締結し、23か国目の締約国となった。
- 平成29年9月24～29日に条約の発効を前提として、COP1を開催予定（スイス・ジュネーブ）

<締約国一覧>

米国、ジブチ、ガボン、ガイアナ、モナコ、ウルグアイ、ギニア、ニカラグア、レソト、セーシェル、アラブ首長国連邦、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、サモア、パナマ、チャド、メキシコ、ヨルダン、クウェート、ペルー、ボリビア、日本、セネガル、ザンビア、スイス、マリ、ボツワナ、エクアドル、中国、スワジランド、アンティグア・バーブーダ、シエラレオネ、ベナン、ガンビア、コスタリカ、リヒテンシュタイン、トーゴ（締結順）